

公表監第12号
平成23年12月22日
(2011年)

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一

平成23年10月24日付西監収第50号で受理しました「西宮市職員措置請求」の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健
同 鈴 木 雅 一

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 23 年 10 月 24 日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果、次のとおり判断しましたので通知します。

第 1 監査の請求

1. 請求人
略

2. 請求書の提出

平成 23 年 10 月 24 日

3. 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容から、請求の要旨を次のとおりと解しました。

- (1) 選挙公営制度が立候補の機会均等を図るという趣旨は理解できるが、公費負担限度額の設定が適切さを欠き、現状は市民が受け入れられるものではなく、その是正には条例改正が必要で、市当局や議会の自覚を待つほかない。法第 2 条に規定されているように「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

問題は公費負担限度額と市場価格の乖離で、とりわけポスター代は高額なために不正の温床と

なっており、印刷業者はチラシ代等込みでポスター制作を引き受ける営業を公然と行っており、談合と同じで内部からの通報でもない限り具体的事実は判明しないが、まれに事実が明らかになることもある。よき理念から悪しき実態が生み出されるような制度は早急に改められなければならない。

(2) 平成 23 年 4 月 24 日に実施された西宮市議会議員選挙で、選挙用ポスター代 1 件、選挙運動用自動車のレンタカー代 10 件、計 11 件の不正請求を疑う合理的な根拠がある。当該市議会議員選挙立候補者（以下「候補者」という。）ポスター印刷業者（以下「印刷業者」という。）レンタカー業者からその請求について詳細な根拠が示されない限り、不正取得された公費は返還されなければならない。下記のとおり水増しによる不正請求の総額は 604,755 円である。市長は水増し請求の実態を精査し、その返還を求めなければならない。

以上、法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を要求する。

(表 1)

候補者氏名	契約の相手方等	不正請求の理由及び積算	返還請求額
ざこ宏一	A 業者 ポスター (850 枚)	雨に打たれて多くのポスターがはがれかけた状態になっていた。前回選挙と同じポスターなのに単価が 630 円と他の候補と比べると高額。水増しは 300 円を下らない。(300 円 × 850 枚 = 255,000 円)	255,000 円
上田さち子	B 業者 自動車 (トヨタプロボックスバン)	日額 15,000 円、業者が違う点を考慮しても水増しは 6,000 円を下らない。(6,000 円 × 7 日間 = 42,000 円)	42,000 円
草加ともきよ	C 業者 自動車 (トヨタカローラフィルダー)	日額 13,725 円、水増しは 4,905 円である。(4,905 円 × 7 日間 = 34,335 円)	34,335 円
ざこ宏一	C 業者 自動車 (トヨタプロボックスバン)	日額 13,725 円、水増しは 5,325 円である。(5,325 円 × 7 日間 = 37,275 円)	37,275 円
中尾たかお	D 業者 自動車 (トヨタカローラフィルダー)	日額 16,800 円は限度額 15,300 円を超えており、業者が違うが水増しは 5,800 円を下らない。(5,800 × 7 日間 = 40,600 円)	40,600 円
中川経夫	C 業者 自動車 (トヨタカローラフィルダー)	日額 13,455 円、水増しは 4,635 円である。(4,635 円 × 7 日間 = 32,445 円)	32,445 円
長谷川久美子	E 業者 自動車 (トヨタカローラフィルダー)	日額 11,550 円、水増しは 4,200 円である。当該業者には「× 11 日間」とする記載がある。(4,200 円 × 7 日間 = 29,400 円)	29,400 円
まつお正秀	B 業者 自動車 (トヨタプロボックスバン)	日額 15,000 円、業者が違う点を考慮しても水増しは 6,000 円を下らない。(6,000 円 × 7 日間 = 42,000 円)	42,000 円
森池とよたけ	F 業者 自動車 (トヨタプロボックスバン)	日額 13,000 円、業者が違う点を考慮しても水増しは 4,000 円を下らない。(4,000 円 × 7 日間 = 28,000 円)	28,000 円

やの正史	G業者 自動車(トヨタ カローラフィルダー)	日額 15,300 円、業者が違う点を考慮しても水増しは 5,800 円を下らない。 (5,800 円×7日間=40,600 円)	40,600 円
上向井け んじ	H業者 自動車(トヨタ マーク クオリス)	自らが代表取締役である会社と日額限度額 15,300 円 で契約、これは公序良俗に反する。水増しは 3,300 円を下らない。(3,300 円×7日間=23,100 円)	23,100 円
		返還請求額合計	604,755 円

(注) 表中、 の水増し額は業者発行の料金表又は他候補への見積書単価と比べて、そのほか
は一般的な市場価格と思われる単価と比べて積算されたものである。

(添付された事実を証する書面)

- ・ 平成 23 年 4 月 24 日執行西宮市議会議員選挙 公費負担支出一覧(平成 23 年 7 月 28 日現在)
- ・ 平成 23 年 4 月 24 日執行の選挙運動用ポスター作成契約書 2 候補者分(写し)
- ・ 平成 23 年 4 月 24 日執行の請求書(選挙運動用ポスターの作成)1 候補者分(写し)
- ・ 平成 19 年 4 月 22 日執行の選挙運動用ポスター作成契約書 1 候補者分(写し)
- ・ 平成 19 年 4 月 22 日執行の請求書(選挙運動用ポスターの作成)1 候補者分(写し)
- ・ 平成 23 年 4 月 24 日執行の選挙運動用自動車賃貸借契約書 16 候補者分(写し)
- ・ 平成 23 年 4 月 24 日執行の請求書(選挙運動用自動車の使用・自動車)11 候補者分(写し)
- ・ 読売新聞インターネット記事(平成 23 年 5 月 10 日付)
- ・ 西日本新聞インターネット社説(平成 23 年 8 月 2 日付)
- ・ 平成 19 年 4 月 22 日執行の西宮市議会議員選挙のポスター掲示板のカラー写真 2 葉及び 23 年
4 月 24 日執行の西宮市議会議員選挙のポスター掲示板のカラー写真 1 葉
- ・ ざこ宏一候補のポスター写真 1 葉
- ・ E 業者の「御見積書」(写し)

第 2 監査の実施

1. 請求の受理及び監査委員の除斥

本件職員措置請求は、形式的要件を充足していない部分の補正を求め、請求人がこれに応じた
ことにより所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 23 年 10 月 31 日請求を受理
することに決定しました。

なお、まつお正秀監査委員、和田とよじ監査委員については、法第 199 条の 2 の規定により利
害関係人に該当するので除斥となっています。

2. 監査の対象事項

平成 23 年 4 月 24 日執行の西宮市議会議員選挙における選挙運動用のポスター作成及び自動車
借入れにかかる公費負担支出を監査の対象としました。

3. 監査対象部局

西宮市選挙管理委員会事務局(以下「選管事務局」という。)

4. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 23 年 11
月 18 日、請求人 4 名のうち、 の 3 氏が出席し、監査委員に対し

て陳述を行いました。

また、新たな事実証明書としてパンフレット「トヨタレンタカー料金のご案内」の提出がありました。

5. 関係部局の事情聴取

選管事務局に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、あらかじめ質問書を送付し回答を徴取するとともに、関係職員として、山田事務局長、松本課長、宿院係長、栗田主事の出席を求め、平成 23 年 11 月 24 日、事情聴取を行いました。

6. 関係人（候補者及び業者）に対する調査

本件職員措置請求の対象となった候補者 10 名と、印刷業者及びレンタカー業者等 8 者に対する調査を、11 月 18 日付郵便文書送付により実施しました。

なお、C 業者は、個人情報保護を理由としていったん回答を拒否しましたが、対象候補者の同意書を得たうえで再度要請したところ、回答を得ました。

第 3 監査の結果

1. 監査によって確認した事項

監査対象事項について、関係法令及び条例等との照合、関係書類等の調査、請求人の陳述、関係部局の事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認しました。

(1) 選挙公費負担制度

ア 目的

選挙公費負担制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るための選挙公営制度のひとつとして導入されたものです。供託物が没収されない候補者に係る選挙運動経費のうち、一定のものについては、候補者が有償契約を締結した業者等が市（選管事務局）へその代金を請求し、市が当該業者等へ直接支払うものです。

イ 選挙運動用ポスターの作成の公費負担について

(ア) 公職選挙法の規定

市の議会の議員及び長の選挙について、市は、条例で定めるところにより、公職の候補者の選挙運動用ポスターの作成について、無料とすることができる旨を規定しています（第 143 条第 15 項）。

(イ) 西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（以下「ポスター条例」という。）の規定

選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、候補者は、第 4 条に定めるところにより算定した 1 枚当たりの作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる旨を規定しています（第 2 条）。

ただし、候補者の供託物が市に没収されることとなった場合は、市へ請求することができません（第 2 条ただし書）。この場合の費用については、候補者自身が負担することとなります。

ポスター作成に係る単価の限度額は、26 円 73 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から 500 を控除した数を乗じて得た金額に 557,115 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額となります（第 4 条）。この負担限度額は、公職選挙法施行令第 110 条の 4 第 2 項第 1 号に準じたもので、計算式は、次のとおりとなっています。

{ 26 円 73 銭 × (ポスター掲示場数 850 箇所 - 500) + 557,115 円 } ÷ ポスター掲示場数 850 = 667 円(1 円未満の端数は、1 円とする。)

阪神間各市の状況については、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市において、各市ポスター掲示場の数に応じて、公職選挙法施行令の規定に準じた算出式を条例で規定しています。

ウ 選挙運動用自動車の使用の公費負担について

(ア) 公職選挙法の規定

市の議会の議員及び長の選挙について、市は、条例で定めるところにより、公職の候補者の選挙運動用自動車の使用について、無料とすることができる旨を規定しています(第 141 条第 8 項)

(イ) 西宮市議会議員及び西宮市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(以下「自動車条例」という。)の規定

選挙運動用自動車の使用の公費負担については、候補者は第 6 条に定めるところにより算定した金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨を規定しています(第 2 条)

ただし、候補者の供託物が市に没収されることとなった場合は、市へ請求することができません(第 2 条ただし書)。この場合の費用については、候補者自身が負担することとなります。

選挙運動用自動車の使用の公費負担額は、本件請求に係る自動車の借入れ契約である場合、選挙運動期間中、1 日につき 15,300 円を限度として、業者等からの請求に基づき支払うこととされています(第 4 条第 2 号ア)。この負担限度額は、公職選挙法施行令第 109 条の 4 第 2 項第 2 号イに準じたものです。

なお、本件選挙の選挙運動期間は、平成 23 年 4 月 17 日～同月 23 日の 7 日間であり、選挙運動用自動車の借入れに係る公費負担の限度額は 107,100 円(1 日 15,300 円 × 7 日)となっています。

阪神間各市の状況については、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市において、同様に公職選挙法施行令の規定に準じた算出式を条例で規定しています。

(2) 関係人調査の結果

ア 候補者による説明(要旨)

【ポスター作成】

(ア) ざこ宏一候補

ポスターが雨に打たれてはがれかけていたのは、前回と同じ両面テープ式のポスターを作成したところ、掲示板がアクリル板に変更されていたためと思われる。確かに写真は前回と同じものを使用しているが、文字やデザインなどの意匠は変更されている。業者に任せていたので原価までは分からないが、今回の選挙では、ポスター裏面の四隅に両面テープを貼付するのに、業者においてかなり手数を要したと聞いている。

【選挙運動用自動車借入れ】

(イ) 上田さち子候補、まつお正秀候補

業者とのレンタカー契約は 105,000 円でしたが、レンタル日数が 10 日間であったため、本来 1 日当たり 10,500 円で 7 日間とすべきところを、105,000 円で 7 日間の公費請求をしていたことが判明したので、請求の誤りを訂正します。選対事務担当者の制度理解の未熟さから生じたことで、故意にやったことではないことを申し上げておきます。

(ウ) 草加ともきよ候補

本件は、自動車条例に基づき、選挙管理委員会が定める手続きや書式に従って、業者と契約書を締結し、契約内容のとおり選挙運動用自動車を使用したものであり、適正な手続きであると認識しています。

(I) ざこ宏一候補

レンタカーも業者にお任せしており、選挙運動にもっとも適していると思われる車種を選んだ。一日前に検査のために警察に持って行ったようだが、その経費は含まれていないと思う。詳しいことは私の方では分からない。

(オ) 中尾たかお候補

選挙運動用自動車の賃貸借については、選挙管理委員会が定めた様式に基づき契約したもので、賃借料のうち公費負担分の全額が業者の請求に基づき選管より支払われたものであり、疑問点があれば選管事務局又は業者に問い合わせられたい。

(カ) 中川経夫候補

カロラフィルダーを借りたためですが、詳細（不明な点につきまして）はリース業者にお尋ねください。

(キ) 長谷川久美子候補

レンタカー業者より公費請求額で借り受けた自動車については、車両そのものの費用であり借入れ期間も7日間であって、日額の水増しなどはありません。業者の見積書には「11日間」という記載はなく、11日間も選挙用自動車を借りる必要もなく日数の根拠そのものが不明です。

(ク) 森池とよたけ候補

選挙運動に係る自動車借入れの公費負担額は日額15,300円を限度と定められている。その範囲内で業者と借入れ契約を行ったもので、水増しや不正請求は行っていない。

(ケ) やの正史候補

条例に従い適正に処理しました。車のレンタルは日額15,300円で業者に依頼したので、内容は業者に聞いてください。

(コ) 上向井けんじ候補

選挙運動用自動車賃貸借契約は個人と法人により締結されたもので、「公序良俗に反する」と表現するのはあまりにも無知で名誉棄損にあたる。請求人の主張する価格だけが適正だとする根拠もなく、その価格差を一方的に「不正請求額」と断じているのも名誉棄損にあたる。自動車条例第4条により支払われる公費の上限日額15,300円で適正に支出されたものである。

イ 印刷業者及びレンタカー業者等による説明（要旨）

【ポスター代単価630円の積算根拠】

(ア) A業者

ポスター1,000枚作成の注文を受け、候補者希望の仕上仕様により、アート紙、データ出力、校正刷り出力、刷版・印刷、仕上、両面接着テープ、テープ貼りなどで税込み630,000円となり、単価が630円でしたので1枚630円×850枚=535,500円を公費請求しました。

【レンタカー代単価の積算根拠】

(イ) B業者

レンタカー会社からのレンタル料及び当社の手数料を含めて見積りをしました。（見積書の写しにはレンタル期間の記載がなく、看板類、スピーカー等は別途計上されている。）

(ウ) C業者

選挙運動用自動車賃貸借契約書の写しはありますが、候補者には見積書等は交付していません。一般のレンタルに比べて単価が高いのは、選挙運動用自動車の特殊性や当時の需要供給関係によって決定したものであるからです。契約金額には選挙運動用の看板類や音響設備などの経費は含まれておらず、純粋に車両のリース料金です。同じ車種なのに候補者によって契約単価が若干異なる理由については、自由競争のなかでの契約なのでお答えできません。

(イ) D業者

監督官庁である国土交通省所管の大阪運輸支局輸送課へ届出済みの選挙レンタカー料金表に基づいて積算しております。一般料金に比べて高額なのは、選挙用レンタカーは年数が新しく傷がないこと、後部座席窓が全開可能なこと、白色車体のご希望が多いこと、車番特定のため他への貸渡しができないこと、万一に備えて予備車手配等のリスク管理をしていることなどからです。

(オ) E業者

営業上の理由からレンタカー会社と一種のプロジェクトを組んでいるため、レンタカー本体の代金と保険料相当分はレンタカー会社に払い込み、私は看板・音響設備を施工して別途契約により候補者から経費をいただいています。したがって公費負担額には看板・音響設備等の経費は含まれていません。

(カ) F業者

弊社は陸運局に提出しているレンタカー業の許可業者で、届出の単価によって積算しております。(見積書の写しによるとスピーカーや看板の取り付け・取り外し等は別途計上されている。)

(キ) G業者

候補者からレンタカー代として提示された金額で契約しています。積算根拠の分かる資料は選管事務局に提出した書類のみです。

(ク) H業者

前掲ア(コ)上向井けんじ候補の説明と同旨。

ウ 選挙公営費の返納

上田さち子候補、まつお正秀候補は、前掲ア(イ)の説明に基づいて、平成23年12月15日付で選挙運動用自動車の借入れに係る公費請求金額に誤りがあったとして、市長及び選挙管理委員会委員長に対して「選挙公営費返納理由書」を提出しました。また、当該契約を行ったB業者から同日付で市長に対し「選挙公営費返納申出書」が提出され、同年12月16日、上田さち子候補分31,500円、まつお正秀候補分31,500円の計63,000円が市に返納されました。

正	一日当たり単価 10,500 円 × 7 日間 = 73,500 円
誤	一日当たり単価 15,000 円 × 7 日間 = 105,000 円
返納額	105,000 円 - 73,500 円 = 31,500 円

2. 監査委員の判断

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議した結果、次のとおり結論を得ました。

(1) 選挙運動用ポスター代に係る公費の不正請求があったとの主張について

請求人は、ごご宏一候補に係るポスター代の印刷単価は水増しされており、公費が不正請求されていたと主張します。

この点につき、監査委員がA業者にポスター代の積算を照会したところ、用紙料金、印刷料金、両面接着テープ代、テープ貼り加工賃等いずれもポスターの製作に係るものと認められる費用であり、ポスター条例第2条の規定により公費負担の対象となる選挙運動用ポスターの費用と認められます。

請求人は、他の候補者が発注したポスター代と比較することにより、印刷単価が水増しされていると主張しますが、一般に、ポスターの作成費用・価格は、使用される材料の質、色の種類・構成等の仕様、デザインの内容等によって異なってくるものと考えられ、他の候補者に係るポスター代との比較の一事をもって、不正請求であると解することはできません。また、前回選挙時のポスターと同じポスターであるとして、印刷単価が水増しされているとの主張についても、ポスターの意匠が異なっているほか、前掲のポスター代の積算からも不正請求とは認められません。請求人は、当該候補者のポスター代の印刷単価の水増しは、300円を下らないであろうと主張しますが、その具体的根拠も明らかではありません。

以上のことから、選挙運動用ポスター代に係る公費の不正請求があったとの請求人の主張については、理由がないものと判断します。

(2) 選挙運動用自動車の借入れ費用に係る公費の不正請求があったとの主張について

請求人は、(表1)記載の各候補者に係る選挙運動用自動車の賃貸料の日額単価は水増しされており、公費が不正請求されていたと主張します。

この点につき、監査委員が各選挙運動用自動車賃貸人に賃貸料の積算を照会したところ、いずれも選挙運動用自動車の使用に対し支払うべき費用であり、選挙運動用自動車に取り付ける音響設備や看板製作等の費用は含まれておらず、自動車条例第2条の規定により公費負担の対象となる選挙運動用自動車の借入れ費用と認められます。

また、選挙運動用自動車は、連続した長時間、しかも連日使用されること、看板等を積載・設置して使用されること等から、通常の場合よりも高額な料金設定がされ、また、賃貸借契約当事者間の関係において需給状況等の事情により、契約金額に差異の生ずることも不合理とはいえず、他の候補者が締結した契約金額等との比較の一事をもって、賃貸料が水増しされていると解することはできません。請求人は、当該各候補者に対する選挙運動用自動車の賃貸料の水増し額として、(表1)の「不正請求の理由及び積算」欄記載のとおり主張しますが、その根拠は、他の候補者に対する賃貸料等との一般的な比較であって、個別具体的な根拠に基づくものとはいえません。

なお、請求人は、長谷川久美子候補に係る自動車賃貸料について、E業者の他の候補者に対する同一車種の自動車賃貸料の見積書において、単価7,350円として「×11日間」という記載があり、その計算金額が同候補の平成23年4月17日から同月23日までの賃貸料と相等であることをもって、同候補に係る賃貸料が不正であると主張しています。しかし、同候補に対する見積書には「×11日間」という記載はなく、同候補と当該業者との賃貸借契約書においては前掲7日間の契約期間であることが明記され、同候補も7日間のみ自動車の提供を受けているとしており、請求人の主張には、具体的根拠がないといわざるを得ません。

また、請求人は、上向井けんじ候補に係る自動車賃貸料について、同候補が自ら代表取締役である株式会社と賃貸借契約を締結していることをもって、公序良俗に反すると主張していますが、法人とその代表者との契約が直ちに公序良俗に反するとの論拠は明らかではありません。

以上のことから、選挙運動用自動車の借入れ費用に係る公費の不正請求があったとの請求人

の主張については、理由がないものと判断します。

なお、前掲1.(2)ウのとおり、B業者に係る自動車賃貸料については、違算により63,000円を平成23年12月16日に市に返納しているため、請求人が返還を求めている金額中、当該63,000円については、その前提を欠くこととなっています。

(3) 結論

以上のとおり、選挙運動用自動車の借入れ費用に係る請求中63,000円の返還を求める請求は、却下することとし、その余の請求については、理由がないものとして棄却することとします。

第4 監査委員の意見

本件住民監査請求に対する監査結果は、上記のとおりです。

なお、選挙運動に係る公費負担は、公金の支出であり、対象費用の範囲が明確であることによる透明性の確保が求められます。選挙管理委員会においては、「公費負担のしおり」を作成し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について候補者に周知を図っているところですが、公費対象となる自動車の範囲が不明確であるなど、なお一層、候補者や関係業者に対し、公費負担制度についての周知の充実が求められます。

また、公費負担制度は、選挙管理委員会において短期間内に大量かつ集中的に処理される必要がある一方、選挙活動の自由に配慮しつつ、一定の負担限度額を定めることにより、公金支出の合理性を担保したものと考えられますが、候補者と業者との契約関係において公費負担額が決定されることから、自由競争によるコスト減の誘因が働きにくいとも考えられます。今後、制度の仕組みについて全国的な議論の高まることが期待されます。